

三池貿易振興会規約

(名 称)

第1条 本会は三池貿易振興会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は貿易基盤を整備し、貿易環境の改善を図ることによって、大牟田有明海地域の経済発展に寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は大牟田市役所内に置く。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貿易基盤を整備し、貿易環境の改善を図るために図るべき必要な措置
- (2) 輸出入貨物の集荷対策および輸送の合理化円滑化の促進
- (3) 貿易に関する各種資料および情報の収集伝達
- (4) 先進貿易港湾都市の貿易事業の視察ならびに調査
- (5) 貿易関係機関の誘致または拡充の推進
- (6) 輸出産業の育成強化
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事項

(組 織)

第5条 本会は行政機関と経済団体および企業の有志をもって組織する。

- 2 会員が変更となった場合は事務局へ届け出る。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
専務理事	1名
常任理事	若干名
監 事	2名

- 2 会長には大牟田市長、副会長には大牟田商工会議所会頭および大牟田市議会議長、専務理事には三池貿易振興会事務局長、監事には大牟田市議会副議長および三井住友銀行福岡法人営業部筑後法人営業所 部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長と本会の利益が相反する場合は副会長が本会を代表する。
- 4 専務理事は会長の命を受け事務を統括する。
- 5 常任理事は常任委員会を構成し、本会の事業について企画立案および運営につき協議する。
- 6 監事は会計年度終了後、本会の事業の執行および会計の状況を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置く。

2 顧問は会長がこれを委託し、本会の重要な運営事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、大牟田市産業経済部産業振興課に事務局を置く。

(事務局長および職員)

第10条 事務局に事務局長1名のほか必要な職員を置く。

2 事務局長その他の職員は会長が任免または委託する。

(会議)

第11条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集し、その議長となる。

(1) 総会

(2) 常任理事会

(総会、常任理事会および附議事項)

第12条 総会は会員総数の2分の1以上の出席を要し、その議事は出席会員の過半数の同意によって決める。

2 定期総会は年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員総数の3分の1以上の請求があったときこれを招集する。

3 総会は次に掲げる事項を議決し、または承認する。

(1) 規約の改正

(2) 事業計画および収支予算

(3) 事業報告および収支決算

(4) その他会長が必要と認める事項

4 常任理事会は、通常年1回招集し、この外会長が認めたときおよび常任理事の過半数の請求があったとき招集する。

附 則

1 この規約に定めるものの外必要な事項は会長が之を定める。

2 本規約は昭和40年 9月18日から適用する。

3 本規約は昭和45年 9月11日から適用する。

4 本規約は昭和52年 4月 1日から適用する。

5 本規約は平成16年 6月 2日から適用する。

6 本規約は平成23年 6月 3日から適用する。

7 本規約は令和 3年 5月14日から適用する。

8 本規約は令和 5年 7月31日から適用する。